

玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う意見募集の結果について

消費者庁食品表示課

このことについて、平成22年10月6日から平成22年11月4日までの間、消費者庁ホームページを通じて、意見を募集したところ、71件の意見が寄せられ下記のとおり取りまとめました。

記

1 意見公募期間及び提出方法

- (1) 意見公募期間 平成22年10月6日から平成22年11月4日
- (2) 意見提出方法 郵送、FAX又は電子メール

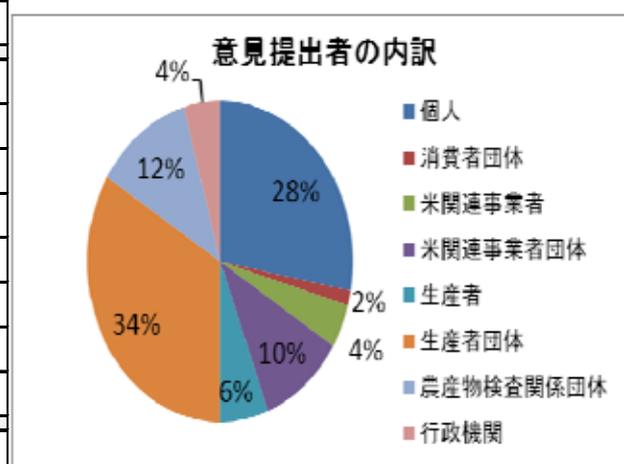
2 意見募集の結果

全件数 71件

(うち3件は、玄米及び精米品質表示基準に関係しない意見でしたので、累計から除いています。)

意見提出者の内訳

区分	件数	比率(%)
個人	19	27.9%
消費者団体	1	1.5%
米関連事業者	3	4.4%
米関連事業者団体	7	10.3%
生産者	4	5.9%
生産者団体	23	33.8%
農産物検査関係団体	8	11.8%
行政機関	3	4.4%
計	68	



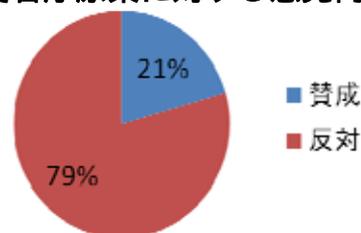
3 主な意見

別紙のとおり

消費者庁原案に対する意見内訳

	賛成		反対		計
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
個人	5	26.3%	14	73.7%	19
消費者団体	1	100.0%	0	0.0%	1
米関連事業者	2	66.7%	1	33.3%	3
米関連事業者団体	0	0.0%	7	100.0%	7
生産者	2	50.0%	2	50.0%	4
生産者団体	0	0.0%	23	100.0%	23
農産物検査関係団体	1	12.5%	7	87.5%	8
行政機関	3	100.0%	0	0.0%	3
計	14	20.6%	54	79.4%	68

消費者庁原案に対する意見内訳



原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）の表示についての意見が23件、その他の意見が70件ありました。（複数回答を含む。）

消費者庁原案に対する意見

〔主な賛成意見〕

（全般）

生産者自身が販売する場合など、産地品種産年が明らかであるにもかかわらず、それを容器包装に表示することができない現状の制度は、営業活動の自由を不当に制限するものとなっている。（個人）

未検査でも産地と銘柄の表示をしても問題ありません。検査米の銘柄も未検査の銘柄も農家の自主申告になっており立場は全く同じです。（米関連事業者、個人）

通常の農産物は、農産物検査を受けなくても名称（品種）産地の表示ができるのに、袋詰米穀だけが検査を受けなければ産地品種産年を表示できないとする理由がない。（個人）

現行制度では、未検査米の産地等を表示禁止事項にしておきながら、バラ売りだと生鮮食品なので都道府県名で産地表示が必要というのは、お粗末です。（個人）

産地、品種の表示について、有機農産物（米）ガイドライン特別栽培農産物（米）等の場合、認証を受けているため表示の担保が明快であるから。（農産物検査関係団体）

流通する全ての精米に産地・産年・品種及びブレンド割合の表示をさせるべき。（消費者団体）

（農産物検査法に対する意見）

現行農産物検査は目視検査のため「産地」「品種」「産年」の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱いこと。（生産者、消費者団体）

農産物検査の手段は、目視や生産者の申告等によっており、生産者による証明で代替し

ても、品種・産年の正確性は、それほど農産物検査に劣らずに担保できると思います。(個人、生産者)

農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不相当と考えます。(消費者団体)

農産物検査では4等級に格付けされますが、規格外米か一等米かにかかわらずまったく同じ表示がなされ、消費者には原料米に関する情報が届かず不透明です。(消費者団体)

農産物検査法については、その不必要に厳しすぎる「着色粒規格」が過剰な農薬散布を助長しているとして、複数の市町村議会、消費者団体等が規格規程の見直しを求めています。同法をJAS表示の根拠とすることは甚だ不相当と言わざるを得ません。(消費者団体)

〔主な反対意見〕

(全般)

現時点では、適正な表示を担保する観点からは、米トレーサビリティ法にもとづく産地情報伝達は、農産物検査法による証明に比べて信頼性に不安が残ると言わざるを得ない。

(生産者団体、米関連事業者団体、農産物検査関係団体)

農産物検査法を根拠とする玄米・精米品質表示基準は、品質規格の役割も果たしている。実際に、玄米の市中相場において検査米は、未検査米より500~1,000円/60kg程度の高値で取引されており、検査米の品質は未検査米に比べて、流通業者・消費者から客観的に高い評価を得ている。(生産者団体、米関連事業者、農産物検査関係団体、個人)

検査米は、自家消費を除く国産米の流通量全体の約80%を占めており、検査米以外で客観的な品位確認等がなされている米はごくわずかである(例えばJAS有機米の格付量は、生産量全体の0.13%)。(生産者団体)

三笠フーズ等による非食用事故米穀の不適正流通問題で明らかになったように、未検査米の流通ルートは不明確であり、生産者から消費者まで複雑な流通ルートを経るものもあると想定される。このため、現在の米流通の実態をふまえれば、流通量の太宗を占め、履歴が明確になる農産物検査を根拠とすることには妥当性がある。(生産者団体、農産物検査関係団体)

農産物検査証明は、消費者に対する適切な品位や安心安全の確保、現物確認を要しない規格取引の基準による流通の円滑化、生産者の良質米生産意欲向上、等の機能を果たしている。(生産者団体、農産物検査関係団体)

農産物検査の品位基準としての位置付けが低下すれば、上記の機能が弱体化し、国産米の消費・流通・生産、ひいては食料自給率にも悪影響を及ぼすのではないか。(生産者団体、米関連事業者、農産物検査関係団体、個人)

整粒割合が検査規格となっている農産物検査証明を根拠としなければ、ふるい下米との区分がなくなり、結果的にふるい下米の混入による悪影響を助長する。(生産者団体、農産物検査関係団体)

未検査米に品種表示をおこなった場合、川下からのクレームに対して、川上は多大な費用・労力・時間を要するDNA鑑定（産地、産年は鑑定不可）で対応せざるを得なくなり、その結果、流通コストの増嵩や消費者の不信感を惹起する。（生産者団体、米関連事業者、農産物検査関係団体）

農産物検査による品種のチェックがなくなれば、自家採種種子の使用が拡大し、消費者にとって不利益につながる。（生産者団体、農産物検査関係団体）

不正流通問題等で仮に悪意をもって虚偽の産地情報伝達がなされた場合、消費者や流通業者が大きな被害を受けることになる。（生産者団体、米関連事業者、農産物検査関係団体、個人）

検査米と未検査米とは、客観的な証明の有無という点で大きく異なることから、これまで同様、消費者選択あるいは消費者保護の観点からも、第三者による証明（農産物検査）がなされたもののみが産地、年産、品種の表示がなされるべきである。（生産者団体、米関連事業者、農産物検査関係団体、個人）

農産物検査法に基づく証明と同等となり得る公的機関等による証明をうけた場合に限り認めていくべきであると考えます。（農産物検査関係団体）

客観的な証明にもとづかない表示を認めることは食品表示の信頼性を低下させることに加え、流通段階にあっては、新たな米袋の作成・改版等のコストを増大させることになること等から、慎重に検討すべき。（生産者団体、米関連事業者団体）

米トレサ法実施の現状を正確に把握するとともに関係者の意見を聞き慎重に検討願います。（米関連事業者団体）

検査機関の検査をうけていない、お米は全国に相当の数量が流通していると聞きます。消費者は、品質の確保されたお米を購入するものと思います。精米の表示項目は、品質の確保（検査機関の検査）されているものを表示すべきと思います。（生産者）

包装等に記載される情報量が多くなる傾向が見られ、本当に必要な情報は何かを絞って検討してもらいたいと思います。（米関連事業者団体）

（全ての精米等に産地、産年及び品種の表示を義務付けることに対する意見）

すべての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、生産量の少ない産地品種やブレンド米が存在する以上、制度実効上の問題があることが想定される。仮に義務化された場合、販売業者の米袋作成にともなうコスト増が、消費者価格の上昇につながる可能性がある。

一方、産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、消費者や素性の明確な米を取り扱う流通業者にとっては、利益につながると考えられる。

したがって、産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、関係者による議論を重ね、さらに慎重に検討すべき。（生産者団体、農産物検査関係団体）

産地、産年及び品種の表示義務化は、企業の商品政策の自由度を狭めることとなり、必ずしも消費者の利益につながるとはいえない。（米関連事業者）

すべての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、制度実効上問題があるのではないか。(生産者団体)

未検査米の表示についての意見

都道府県名等の表示ができるよう見直しがおこなわれた場合であっても、第三者の証明の有無をはっきりさせるため、「未検査米」である旨の表示を義務付けるべきである。(生産者、生産者団体、米関連事業者団体、農産物検査関係団体、個人)

地産地消と値ごろ感のある商品提供を目的に、同一産地の複数銘柄の検査米を使用したブレンド商品が現実として存在しており、未検査米であっても米トレサビリティ法上の担保が取れていたとして前述の商品と同様の表示とすることは、生産者あるいは関係企業のこれまでの努力を無にするものであり、表示は明確に区分される必要がある。(農産物検査関係団体)

未検査米についても同様の表示を認めることになれば、確立してきた産地ブランド、流通業者のこれまでの努力を無にすることとなるため、表示にあたっては未検査米と明確に区分すべきである。米トレサ法にもとづく産地情報を根拠として産地表示ができるよう見直しがおこなわれた場合であっても、精米に「未検査米を使用している」旨の表示を義務付けることとし、追跡調査等により産地情報の信頼性が確保されるかの検証が必要である。(農産物検査関係団体)

改正案では消費者が誤解を招く可能性があります。理由は消費者はたとえば「新潟県米＝コシヒカリ」や「秋田県米＝あきたこまち」といったイメージを抱きやすいからです。これでは、消費者へ産地を伝えるどころか、優良誤認が横行してしまいます。表示は明確に「県産未検査米 7割」等とするべきです。(個人)

未検査米を10割使用した場合の表示はどうするのか、「単一原料米」と表示した場合に実際の中身が「A県産未検査コシ5割 と A県産未検査こまち 5割」は不可なのか整理が必要。(個人)

その他の意見

(ふるい下米に関する意見)

「ふるい下米」の使用実態を明確化することは、多様化した消費者の選択の一助となるのではないかと。一方、生産者にとっては、ふるい下米が主食用途に還流することが全体の米価水準を押し下げ、結果的に手取りの低下につながっている。したがって、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化すべきである。(生産者団体)

ふるい下米の大半は農産物検査を受検していないことから、一定の品位を確保していない。このため、通常の玄米・精米に混入し結果として、品質・食味の低下を招き、米離れを助長している可能性がある。(生産者団体)

相当量のふるい下米が玄米及び精米の原料として流通しているものと想定され、品位・食味の低下を招いている。ふるい下米はそれぞれ主食用・加工用・米粉用など用途別に生産されているため、その実態を明確にすることは多様化した消費者の選択の一助となるものと思われる。(生産者団体)

平時において主食用米は整粒のみを使用し、ふるい下米の混米を禁止すること。なお、主食用米の不足等、やむを得ず、ふるい下米を混米する場合は、「ふるい下米使用」とその割合表示を義務付けること。(消費者団体)

米は品種により粒形が異なり、産地によってもふるい目の設定が異なっています。また、産年により状況が違ってきます。精米段階での精選だけで議論できる問題ではないと考えられます。(米関連事業者団体)

ふるい下米は、必ずしもその旨の表示が付されて流通しているわけではなく、かつ、それを原料として用いているか否かと使用率を目視で判断することは不可能であるので、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化したとしても、その実効性確保は極めて困難である。(米関連事業者団体)

生産者が調整する網の目の大きさは任意であり、網の上の米と下の米の使用の割合を義務付けても、網の下の米が食用に向けられることは考えづらく、表示の義務化自体が無意味なものとなります。(米関連事業者団体)

大手パイヤーの値引き要求等からやむを得ずふるい下の使用をしているのではないのでしょうか。それが原因で食味の低下、更には消費量の減退が起きているのではないのでしょうか。(生産者)

(制度の整合性についての意見)

生鮮食品(量り売り等)および業務用生鮮食品について、農産物検査等の客観的な証明を表示の要件とすべきである。(生産者団体)

米に係る表示については、用途により法律が異なっており、誤った認識が起りやすい状況となっている。法律の一本化等、よりわかりやすい体系構築が望まれる。(農産物検査関係団体)

「生鮮食品品質表示基準」では未検査米であっても産地表示が可能であり、消費者向け

に袋詰めされた精米には「玄米及び精米品質表示基準」が適用され、業務用や加工食品原料米には「生鮮食品品質表示基準」が適用されるのは二重基準ではないか。「玄米及び精米品質表示基準」を「生鮮食品品質表示基準」に統合し、整合性を図るべきである。(消費者団体)

(表示方法についての意見)

原料玄米の割合表示について、「割」に限らず「%」でも表示できるよう改正を要望します。(行政機関)

第3条第1項第5号の「電話番号」は、他の品質表示基準とバランスを欠いている。(個人)

第3条第2項「調整年月日」は、「袋詰めした日」と定義してはどうか。(個人)

第4条第2号「原料玄米」は、輸入の場合の書き方等最低限に留め、前記のとおり義務付け事項を簡素化すべき。(個人)

原料玄米欄において、少なくとも「品種」「使用割合」は任意とし、そのため、様式中の記入欄も削除すべき。(個人)

現行の品質表示基準制度全体の問題として、産地の表示の必要性を科学的に検証すべきだと思います。産地によって見た目で見えないような品質の違いがあるという場合は、任意で強調表示させればよいのではないのでしょうか。(個人)

未検査米の一括表示欄への品種表示が認められないとしても、枠外であれば容器包装に産地品種産年の記載は可能とする。(個人)

「単一原料米 国産コシヒカリ 10割」もしくは「国産コシヒカリ 10割」と言った表示についても認めるべきではないか。(個人)

(品種についての意見)

産地品種銘柄以外の品種を生産した場合、販売時に包装容器に品種名が記載できなくて困るとの意見が、農業者から寄せられています。JAS表示の規制が及ぶのは、表示の枠内であると規定していただけると、包装容器のそれ以外の部分には、景品表示法に則った品種名表示が可能になると考えますので、御検討をお願いします。(個人)

県の裁量に基づく産地品種銘柄指定制度及び玄米及び精米品質表示基準において産地品種銘柄指定を受けていない品種の品種名の表示を禁止していることは、国際条約に準拠する種苗法において、収穫物およびその加工品に対して品種名を表示する権利を認めている(種苗においては表示が義務)ことからこの権利を侵害すると考えられる。(生産者)

品種とその割合が義務表示となったら、JAS法違反が頻発すると思います。DNA鑑定してみたらみんな割合が表示と違って、大変なことになります。したがって、品種は任意表示で十分であり、任意表示でなければなりません。(個人)

(品位・等級についての意見)

一般精米と低品位米とに表示上の区分を設けうることが望ましい。(米関連事業者団体、個人)

精米への等級表示も考慮すべきでは。(個人)

(米トレーサビリティ法についての意見)

米トレーサビリティ制度は実施されているものの種々問題点があるのではないかと思いますので、今後、米トレーサビリティ制度の検証を行う必要があると思います。(米関連事業者団体)

(その他)

解釈が曖昧もしくは実態と相違しているものについて、本文もしくはQ & Aに再整理すべきではないか。(生産者団体)

食品に農薬使用状況の表示を義務づけること。(消費者団体)

お米は幅広く食べられている食品ですし、近年、物の流通が複雑化しているからこそ、最低限の管理も徹底してもらいたいと思います。(個人)

「複数原料米」表示は、安い米を混ぜて高く売る「格上げ混米」を防ぐため、「ブレンド米認定販売者」制度を設け、認定に必要な技量を有する販売者に認めること。(消費者団体)